

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		在宅高齢者短期入所の申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市在宅高齢者短期入所運営事業実施要綱第3条、第7条、第8条及び第9条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市在宅高齢者短期入所運営事業実施要綱第3条、第8条及び第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象者</p> <p>次のいずれかに該当し、かつ、市内に住所を有する要援護高齢者とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める短期入所生活介護、短期入所療養介護及び施設サービスの保険給付が受けられる場合を除くものとする。</p> <p>(1) 身体又は精神の著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とする者</p> <p>(2) 身体又は精神の障がいがあるため、日常生活を営むのに支障がある者</p> <p>上記に定める者が介護保険法第19条に定める要介護認定又は要支援認定を受けている場合は、同法に基づく給付を優先するものとする。ただし虐待等の理由により同法に基づく給付を受けることが困難な場合は、この限りではない。</p> <p>2 緊急性が極めて高い場合</p> <p>市長が緊急性が極めて高い事情等により、直ちに要援護高齢者の短期入所を要すると認めるときは、要援護高齢者を入所させることができるものとする。</p>	